

手軽に
読める

知りたいお金と税金のことがよくわかる

相続・贈与マガジン[®]

2017年
10月号

CONTENTS

資産安心コラム 2ページ

贈与？ 遺贈？
孫へ財産を残すのにはどうすればいい？

今からできる相続対策 3ページ

一步間違えれば多額の贈与税がかかってしまう？
暦年課税制度の正しい活用方法

なかなか聞けない相続Q&A 4ページ

息子1人にすべての自社株を贈与したとき
相続でどのような問題が起きる？

数字でみる相続

48万9千人

国税庁が発表した「平成27年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」によると、暦年課税を適用した申告人数が48万9,000人いることがわかりました。平成26年度（47万人）と比較すると4.1%増加しています。一方、贈与税の申告納税額は平成27度が2,161億円、平成26年度は2,854億円でした。申告納税額は24.3%減少しています。毎年110万円までの贈与を非課税にできるとあって、本制度の利用者は年々増えているようです。しかし、暦年課税制度はやり方を一步間違えれば、多額の贈与税がかかってしまいます。本誌3ページでは、暦年課税制度の注意点について解説していますので、ぜひ一読ください。

孫贈与？・遺贈？ 孫へ財産を残すのにはどうすればいい？

通常、孫は法定相続人ではないので、財産を残すには贈与や遺贈などを検討する必要があります。今回は、孫へ財産を残すための方法をご紹介します。

関係者の状況によって効果的な贈与方法は変わる

贈与や遺贈には、相続税の節税効果があります。「親→子→孫」だと相続税課税を2回受けなければいけませんが、「親→孫」だと一世代飛ばせるからです。また、孫は相続財産を取得しないことから、相続が始まる3年前までに移した資産は相続税が加算されません。では、贈与から紹介していきます。

教育資金贈与(最大額1,500万円)や住宅取得資金(年内だと最大1,200万円)、結婚・出産・育児資金(最大1,000万円)だと、多額のお金を一括で移せます。

一方、年間110万円の基礎控除を受けられる暦年贈与は、数年かけて孫に財産を移すことが可能です。(詳細は3ページ)

年齢や時期など、贈与者(財産を与える人)や受贈者(財産をもらう人)の状況によって、効果的な贈与方法は変わります。

養子縁組にすることで基礎控除額を増やす

遺言で遺贈すると、法定相続人でない孫の相続税は原則2割加算となります。

最近では、孫を養子にする人が増えてきているといいます。養子となつた場合、孫は法定相続人として認められます。そうなると、相続税の基礎控除(600万円)を1人分増やすのです。ただし、養子を法定相続人に加えられる人数には限り

があります。実子がいる場合は1人、いない場合は2人までです。

小規模宅地の特例を活用して不動産を相続すると効果大

不動産の相続を検討している場合は、本誌8月号でもご紹介した「小規模宅地の特例」(8割減特例)の活用を検討してみるのもお勧めです。土地の評価が最大8割減になります。

8割減特例の対象は以下の通りです。

- ①配偶者
- ②同居していた親族
- ③持ち家のない親族
(親に①②にあたる法定相続人がいない場合に限る)

「小規模宅地の特例」が受けられる事例を紹介します。

配偶者がすでに亡くなっているAさん。1人息子のBさんは結婚しております、自宅を持っています。Bさんはすでに自宅を持っていますので、この特例は使えません。しかし、来年大学を卒業して就職する予定の息子Cさん(Aさんの孫)がいればどうでしょう? Cさんが持ち家を持っていない場合は、孫養子または遺贈で相続させれば③に該当することになり、“8割減特例の対象”となります。

孫への財産付与を検討中の方は、お問い合わせください。



一歩間違えれば多額の贈与税がかかつてしまふ？

暦年課税制度の正しい活用方法

相続税対策は早ければ早いほど、さまざまな手法を検討できます。早くから取り組むことで節税につながる“生前贈与”は、その代表例のひとつといえるでしょう。「生前贈与」と言っても、教育資金や結婚資金の一括贈与や相続時精算課税制度など複数の制度があります。今回は、生前贈与のなかでも最も一般的な暦年課税制度について見ていきましょう。

暦年贈与制度を活用すると毎年110万円を非課税にできる

暦年課税制度を活用すれば毎年110万円までを非課税とすることが可能です。

仮に父が死亡し、母名義で1億4,200万円の相続財産があるとしましょう。その財産を子ども2人で相続するとします。

基礎控除額は「3,000万円+600万円×法定相続人の数」ですから、計算すると4,200万円となります。相続財産1億4,200万円から基礎控除額4,200万円を差し引くと1億円となり、この金額を法定相続分の5,000万円(2分の1)を子ども2人に按分して税額を計算します。

5,000万円には相続税が20%かかるので、1,000万円となります。ここから控除額(200万円)を差し引くと800万円になり、子ども2人で1,600万円の相続税を納めないといけません。

一方、子ども2人に10年間続けて120万円ずつ暦年贈与としましょう。すると10年間で、2,400万円を子どもたちに贈与することができます。非課税枠を超えた10万円には10%の贈与税がかかります。2人ですから毎年2万円(10万円×10%×2人)かかることになり、10年で20万円の贈与税を支払

わなければいけません。

暦年贈与をして遺産を2,400万円減らした場合、前述の計算をすると相続税は1,120万円になります。これに暦年贈与の際にかかった贈与税を加算すると1,140万円となります。生前贈与をしない場合(1,600万円)と生前贈与をした場合(1,140万円)では、460万円の差が出るのであります。

なお暦年課税を活用する場合は、前述の相続開始前3年の贈与を注意しましょう。

暦年贈与にはリスクもある専門家に相談しながら活用しよう

節税効果が高い暦年贈与ですが、リスクはもちろんあります。たとえば、毎年同じ時期に同じ金額を継続的に贈与していると、定期金給付契約に基づく定期金に関する権利(例えば10年間にわたり100万円ずつの給付を受ける契約に係る権利)の贈与を受けたものと判断され、多額の贈与税が課税されることもあります。贈与契約書を毎年作成するなど対策方法は複数ありますが、専門家に相談しながら制度を活用する方がいいでしょう。

暦年贈与制度の活用を検討されている方は、ぜひ一度お問い合わせください。



息子1人に対する自社株を贈与したとき 相続でどのような問題が起きる？

Q 私は製造業を営んでおり、息子が3人います。素直で真面目な三男を後継者として決め、自社株のすべてを相続時精算課税により生前贈与しました。また「妻には自宅(4,000万円)を残し、子どもは預金(1,000万円)を3等分する」という遺言を作成しようと思っています。この遺言に問題はありませんか？

A 質問者が贈与から1年内に亡くなった場合、自社株の評価額によって遺留分の金額が変わる可能性があります。

民法上では、兄弟姉妹を除く法定相続人に対して最低限の相続分を遺留分として確保するよ

うに定めています。また、相続開始前1年以内の贈与財産は、遺留分の基礎財産に含めなければいけません。つまり、質問者が自社株を三男に贈与してから1年以内に亡くなった場合は、自社株の評価額によって遺留分が変化するのです。

相続人が妻と子どもの場合、遺留分は遺産総額の2分の1とされています。仮に今回のケースで自社株の評価額が1,000万円だった場合、遺留分の計算方法は以下の通りです。

$$6,000\text{万円(遺産総額)} \times 1/2 \\ (\text{遺留分}) \times 1/2 \times 1/3 (\text{息子の人数}) = 500\text{万円}$$

息子1人当たりの遺留分は500万円となり、預金で遺留分を補えるので問題はありません。

では、自社株の評価額が

2,500万円だった場合はどうでしょうか？

$$7,500\text{万円(遺産総額)} \times 1/2 \\ (\text{遺留分}) \times 1/2 \times 1/3 (\text{息子の人数}) = 625\text{万円}$$

息子1人当たりの遺留分が625万円となり、預金だけでは遺留分を満たせなくなってしまいます。足りない分は自社株によって補わなければいけません。

事業承継における自社株の取り扱いについては民法で特例が設けられており、遺留分算定基礎から除外をしたり、評価額を固定したりすることが認められています。しかし、「遺留分を持っている推定相続人全員の合意」が必要など、手続きが煩雑で利用しづらいのが実情です。事業承継を検討されている方は、ぜひ一度ご相談ください。